

地方独立行政法人山口県立病院機構職員就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）第89条の規定に基づき、地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 法人に雇用される者をいう。
- (2) 配置換 勤務地及び勤務する部署を異にする異動並びに担当業務の変更をいう。
- (3) 兼務 職員が本来命じられた勤務地及び業務に従事しながら、一定期間、他の業務（他の勤務地における業務を含む。）に従事することをいう。
- (4) 業務応援 前2号によることなく、一時他の業務（他の勤務地における業務を含む。）を応援することをいう。
- (5) 在籍出向 法人に職員として在籍したまま、法人への復帰を前提として、一定期間山口県その他法人以外の機関（以下「出向先」という。）の指揮命令に従い出向先に常時勤務し、その業務を行うことをいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、法人に雇用される者（次の各号に掲げる者に限る。）に適用する。

- (1) 雇用期間の定めのない者
- (2) 雇用期間の定めのある者のうち第9条及び第10条並びに第23条及び第24条に基づき雇用される者
- 2 前項の規定にかかわらず、地方独立行政法人山口県立病院機構職員出向規程に基づき山口県その他法人以外の機関に出向する職員及び山口県その他の団体から派遣されて法人に雇用される者については、法人と当該団体との取り決めにおいて別段の定めがある事項を除き、この規則を適用する。
- 3 雇用期間の定めのある者（第1項第2号に掲げる者を除く。）については、地方独立行政法人山口県立病院機構有期常勤職員就業規則又は地方独立行政法人山口県立病院機構有期短時間勤務職員就業規則の定めるところによる。

(規則の遵守義務)

第4条 職員は、この規則及びこの規則に附属する規程を誠実に遵守し、法人の秩序と服務規律を保持するよう努めなければならない。

(権限の委任)

第5条 理事長は、業務上の必要に応じて、この規則に定める権限の一部を職員に委任することができる。

第2章 採用

(採用)

第6条 職員の採用は、競争試験又は選考による。

2 職員の採用は、第9条及び第10条並びに第23条及び第24条に定めるもののほか、雇用期間の定めのないものとする。

(採用時の提出書類)

第7条 職員に採用される者は、次の各号に定める書類を、別に理事長が指定する日までに提出しなければならない。ただし、理事長が適當と認めたときは、その一部を省略することができる。

- (1) 履歴書
- (2) 学歴及び資格に関する証明書
- (3) 住民票記載事項証明書
- (4) 職歴のある者にあっては、当該職歴に関する使用者の証明書、年金手帳及び雇用保険被保険者証
- (5) 扶養親族等に関する書類
- (6) 誓約書
- (7) 身元保証書
- (8) その他理事長が必要と認める書類

2 前項各号の書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかに書面で届け出なければならない。

(試用期間)

第8条 新たに採用した者については、採用の日から6月間を試用期間とする。ただし、理事長が必要と認めたときは、試用期間を短縮し、又は設けないことができる。

- 2 前項の試用期間は、理事長が特に必要と認めたときは、これを延長することができる。
- 3 試用期間は、勤続年数に通算する。

第3章 任期付採用

(任期付採用)

第9条 理事長は、高度の専門的な知識経験を有する者を当該高度の専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが業務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により雇用期間を定めて採用することができ

る。

- (1) 当該高度の専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を有するため、当該高度の専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適當と認められる職員を部内で確保することが一定期間困難である場合
- (2) 当該高度の専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該高度の専門的な知識経験の性質上、当該高度の専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該高度の専門的な知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該高度の専門的な知識経験を有する職員を一定期間他の業務に従事させる必要があるため、当該高度の専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適當と認められる職員を部内で確保することが一定期間困難である場合
- (4) 当該業務が法人の業務外における実務の経験を通じて得られる最新の高度の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該高度の専門的な知識経験を有効に活用することが一定の期間に限られる場合

(短時間勤務職員の任期付採用)

第 10 条 理事長は、短時間勤務職員（当該業務に従事する職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する業務でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものにある職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第 24 条第 1 項において同じ。）を前条各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが業務の能率的な運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を雇用期間を定めて採用することができる。

(雇用期間)

第 11 条 前 2 条により採用される職員の雇用期間は 3 年以内（法第 14 条第 1 項第 1 号に該当する場合にあっては 5 年以内）とする。

2 前項の雇用期間は、当該職員（医療に関する業務に従事する医師及び歯科医師である職員を除く。）が第 21 条第 1 項に定める年齢に達する日以後における最初の 3 月 31 日以前とする。

3 理事長が特に必要と認めるときは、前項に規定する年齢を第 23 条第 3 項に規定する年齢とすることができます。

第 4 章 昇任

(昇任)

第 12 条 職員の昇任（現に行う職務の責任及び困難に比してより高度の責任及び困難を伴う業務を命じることをいう。）は、人事評価の結果その他職員の勤務成績に基づき、本人の人格見識、経歴等を考慮してこれを行う。

第 5 章 配置及び異動

(職員の配置)

第 13 条 職員の配置は、法人の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して行う。

第 14 条 理事長は、職員に対し、業務上の必要により、配置換、兼務、業務応援及び在籍出向を命じることができる。

2 職員の在籍出向については、地方独立行政法人山口県立病院機構職員出向規程の定めるところによる。

(赴任)

第 15 条 新たに職員となった者及び前条第 1 項により、配置換、兼務、在籍出向を命ぜられた職員は、7 日以内に着任しなければならない。ただし、住居の移転その他やむを得ない事情により、直ちに赴任できない場合は、法人の承認を得て、指定する日までに赴任するものとする。

第 6 章 休職及び復職

(休職)

第 16 条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合においては、当該職員を休職とすることができます。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
 - (2) 刑事事件に関し起訴され、業務の正常な遂行に支障をきたす場合
 - (3) 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の業務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合
 - (4) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
 - (5) その他理事長が必要と認める場合
- 2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。
- 3 第 1 項第 1 号に掲げる事由により休職とする場合は、医師の診断に基づき理事長が判断する。

(休職の期間)

第 17 条 前条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる事由による休職の期間は必要に応じ、いずれも 3 年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、理事長が定める。

- 2 前項の休職の期間が 3 年に満たないときは、理事長は、休職した日から引き続き 3 年を超えない範囲内において、これを更新することができる。
- 3 前条第 1 項第 2 号に掲げる事由による休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に継続する間とする。
- 4 前条第 1 項第 5 号に掲げる事由による休職の期間は、理事長が必要と認める期間とする。

(復職)

第 18 条 第 1 項第 1 号に掲げる事由により休職となった職員が、休職期間中に休養を要しなくなった場合は、医師の診断書を添えて復職を申し出ることができる。

2 理事長は、前条の休職の期間中であっても、その休職の事由が消滅したと認めるときは、速やかに復職させる。

3 第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる事由により休職となった場合における職員の復職については、同条第 3 項の規定を準用する。この場合において、職員は、休養を要しなくなったことについて医師の診断書を提出しなければならない。

4 職員を復職させる場合は、原則として休職前の業務に復帰させる。ただし、当該職員の心身の状況その他の事情を考慮して他の業務に就かせることができる。

(休職中の身分及び給与)

第 19 条 休職者は、職員としての身分を保有するが、業務に従事しない。

2 休職者の給与については、地方独立行政法人山口県立病院機構給与規程の定めるところによる。

第 7 章 退職

(退職)

第 20 条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 退職を申し出て、法人から承認された場合 理事長が承認する日
- (2) 定年に達した場合 定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日
- (3) 他の法人における常勤の役員又は職員となった場合 他の法人における常勤の役員又は職員となった場合
- (4) 死亡した場合 死亡した日

(定年)

第 21 条 職員の定年は年齢 60 年とする。

2 前項の定めにかかわらず、医療に関する業務に従事する医師及び歯科医師である職員の定年は、年齢 65 年とする。

3 前 2 項の規定は、第 9 条及び第 10 条により雇用期間を定めて採用される職員には適用しない。

(定年の特例)

第 22 条 理事長は、定年に達した職員が第 20 条第 2 号の規定により退職することとなる場合において、法人の運営における特別な事情があると認める場合は、その職員について前条に定める定年退職日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲で期限を定め、その職員を当該業務に従事させるため引き続いて雇用することができる。

2 理事長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(再雇用)

第23条 理事長は、次の各号に定める者で、第26条に定める事由に該当しないものを、1年を超えない範囲で雇用期間を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

- (1) 第20条第2号の規定により退職した職員（医療に関する業務に従事する医師及び歯科医師である職員を除く。）
 - (2) 25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (3) 前号に相当する者として再雇用されたことがある者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4及び職員の再任用に関する条例（平成13年山口県条例第3号）により再任用された者を含む。ただし前号に掲げる者を除く。）
- 2 前項の雇用期間又はこの項の規定により更新された雇用期間は、1年を超えない範囲で更新することができる。
- 3 前2項の規定による雇用期間については、その末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

(再雇用短時間勤務職員)

第24条 理事長は、前条第1項各号に定める者で、第26条に定める事由に該当しないものを、1年を超えない範囲で雇用期間を定め、短時間勤務職員として採用することができる。

2 前項の規定により採用した職員の雇用期間については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

第8章 降任及び解雇

(降任)

第25条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合においては、当該職員を降任（現に行う職務の責任及び困難に比してより低度の責任及び困難を伴う業務を命じることをいう。）することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合
- (3) その他業務に必要な適格性を欠く場合
- (4) 組織の改廃により業務が廃止された場合

(解雇)

第 26 条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合においては、当該職員を解雇することができる。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた場合
- (3) 勤務実績が良くない場合
- (4) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないと認められる場合
- (5) その他業務に必要な適格性を欠く場合
- (6) 試用期間中又は試用期間満了時において、引き続き雇用することが不適当である場合
- (7) 組織の改廃により廃職又は過員を生じ、かつ他に適當な配置先がない場合
- (8) その他前号各号に準ずるやむを得ない事由がある場合

第 9 章 退職者等の責務

(退職者等の責務)

第 27 条 退職し、解雇された者は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

2 職員は、退職し又は解雇された場合は、身分証明書、その他職員に交付されていた証明書等、業務に関して入手した資料及び法人から貸与された物品その他保管していた物品等があるときは、理事長が定める日までに返還しなければならない。

第 10 章 業務の引継ぎ

(業務の引継ぎ)

第 28 条 職員が配置換、在籍出向、休職、解雇及び退職等により業務を離れる場合は、担任業務を明細に記録した事務引継書によって、後任者又は法人の指定する者に引き継ぎ、これに連署して、理事長が定める日までに提出しなければならない。担当する業務の変更によって業務の引継ぎを要する場合も、また同様とする。ただし、理事長が特に認めた場合は、口頭で事務の引継ぎをすることができる。

第 11 章 紹与

(給与)

第 29 条 職員の給与については、地方独立行政法人山口県立病院機構職員給与規程の定めるところによる。

第 12 章 退職手当

(退職手当)

第30条 職員の退職手当については、地方独立行政法人山口県立病院機構職員退職手当規程の定めるところによる。

第13章 服務

(業務に専念する義務)

第31条 職員は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に定める法人の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、法令、この規則および附属規程その他の関係規程の定める場合を除いては、その勤務時間及び業務上の注意力のすべてを法人がなすべき責を有する業務にのみ従事しなければならない。
- 3 職員は、勤務時間内において、理事長が特に認める場合には、あらかじめ理事長の承認を得て、その業務に専念する義務の免除を受けることができる。

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第32条 職員は、法令及び法人の諸規程を遵守し、上司の業務上の命令に従って、その業務を遂行しなければならない。

(信用失墜行為等の禁止)

第33条 職員は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法人の名誉若しくは信用又は職員全体の名誉を傷つける行為
- (2) 法人の秩序及び規律を乱す行為
- (3) 業務上の地位を私的に利用する行為
- (4) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントその他のハラスメントに該当する行為

(守秘義務)

第34条 職員は、業務上知ることのできた秘密及び個人情報（以下「業務上の秘密等」という。）を漏らしてはならない。職員が退職し、又は解雇された後においても同様とする。

- 2 法令に基づく証人、鑑定人等となり、業務上の秘密等に属する事項を発表する場合においては、理事長の許可を受けなければならない。職員が退職し、又は解雇された後ににおいても同様とする。

(集会及び文書の配布)

第35条 職員は、法人の敷地又は施設内で、集会又は演説、文書若しくは図画の配布その他これに準ずる行為をしてはならない。ただし、労働協約に基づく場合及び理事長が特に認める場合はこの限りでない。

(職員の倫理)

第36条 職員は、その業務に係る倫理の保持に努めなければならない。

2 職員の倫理については、地方独立行政法人山口県立病院機構職員倫理規程の定めるところによる。

(兼業)

第37条 職員の兼業については、山口県立総合医療センター及び山口県立こころの医療センターにあっては院長、本部事務局にあっては事務局長の定めるところによる。

第14章 勤務時間、休日及び休暇

(勤務時間、休日及び休暇)

第38条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、地方独立行政法人山口県立病院機構職員の勤務時間、休日及び休暇規程で定める。

(育児休業及び介護休業等)

第39条 職員の育児休業及び介護休業並びに勤務時間の短縮等の措置について必要な事項は、地方独立行政法人山口県立病院機構職員育児休業、介護休業等規程で定める。

(自己啓発等休業及び修学部分休業)

第40条 職員は、理事長に申請し、3年を超えない範囲内において、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業（以下「自己啓発等休業」という。）ができる。

2 職員は、理事長に申請し、大学その他理事長が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「修学部分休業」という。）ができる。

3 自己啓発等休業及び修学部分休業について必要な事項は、地方独立行政法人山口県立病院機構職員の修学部分休業等に関する規程に定めるところによる。

第15章 研修

(研修)

第41条 職員は、研修に参加することを命ぜられた場合には、当該研修を受けなければならない。

第16章 賞罰等

(表彰)

第42条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該職員を表彰することができる。

- (1) 業務上の功績が顕著な者
- (2) 業務に関し、有益な研究をし、又は有益な発明若しくは発見をした者

- (3) 職員として他の模範とするに足りる特別な行為があった者
- (4) 篤行があった者
- (5) 職員としての在職期間が 25 年以上であり、かつ、精勤した者
- (6) その他理事長が表彰に値すると認める者

(懲戒)

第 43 条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、当該職員に対し懲戒を行うことができる。

- (1) この規則及び附属規程その他法人が定める諸規程に違反したとき
- (2) 業務上の義務に違反し、又は業務を怠った場合
- (3) 前各号に準ずる不適切な行為があったとき

2 懲戒は、前項各号に掲げる非違行為の程度に応じ、以下の区分により行う。

- (1) 戒告 職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める。
- (2) 減給 1 回の額が法第 12 条で定める平均賃金の 1 日分の半額を超えず、かつ総額が一給与支給期における法第 11 条で定める賃金の総額の 10 分の 1 を超えない範囲内で給与を減額する。
- (3) 停職 1 日以上 6 月以下勤務を停止し、業務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- (4) 懲戒解雇 法第 20 条の予告をすることなく解雇し、退職手当を支給しない。

3 前項各号に掲げる懲戒を行う場合は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行う。

第 17 章 安全衛生管理

(安全衛生管理)

第 44 条 職員は、安全衛生の確保について、関係法令ほか、上司の指示を守るとともに、法人が行う安全衛生に関する措置に協力しなければならない。

- 2 職員は、法人が職員の健康の保持増進のために講じる措置を利用して、その健康の保持増進に努めなければならない。
- 3 法人が行う健康診断の結果の通知により健康上特別の配慮を要するとされた職員、結核性疾患の回復期にあって健康上特別の配慮を要するとされた職員及び医師の診断の結果健康上特別の配慮を要するとされた職員は、理事長の指示に従って健康の回復及び向上に努めなければならない。

第 18 章 出張

(出張)

第 45 条 理事長は、業務上必要がある場合、職員に出張を命じることができる。

- 2 出張を命ぜられた職員が出張を終えたときは、速やかに文書により上司に復命しなければならない。ただし、特別な場合又は軽易な場合は、口頭により復命することができ

る。

(旅費)

第 46 条 職員が出張又は赴任を命ぜられた場合の旅費については、地方独立行政法人山口県立病院機構職員旅費規程の定めるところによる。

第 19 章 災害補償

(災害補償)

第 47 条 職員の業務上の災害又は通勤による災害については、地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号) の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この規則の施行日前に地方公務員法、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和 28 年山口県条例第 11 号) その他関係法令により発令及び承認を受けていた職員が、この規則の施行日に、この規則の適用を受ける職員となった場合の発令及び承認事項については、その効力を承継する。

2 理事長は、地方独立行政法人法第 59 条第 2 項の規定により移行型一般地方独立行政法人の職員となった職員について、山口県職員として在職期間中に地方公務員法第 29 条第 1 項のいずれかに該当したと認めるときは、当該職員に対し第 43 条に定める懲戒処分を行うことができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 24 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 次表の左欄に掲げる期間に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者の第 23 条第 1 項及び第 24 条第 1 項の適用については、改正前の第 23 条第 1 項及び第 24 条第 1

項の労使協定で定める基準により行うものとする。

平成25年4月1日～平成28年3月31日	61歳
平成28年4月1日～平成31年3月31日	62歳
平成31年4月1日～平成34年3月31日	63歳
平成34年4月1日～平成37年3月31日	64歳

附 則

この規則は、平成29年3月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、令和7年6月1日から適用する。

(地方独立行政法人山口県立病院機構職員兼業規程の廃止)

第2条 地方独立行政法人山口県立病院機構職員兼業規程（以下「兼業規程」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 第26条の改正規定の施行日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

第4条 第37条の改正規定の施行及び兼業規程の廃止前に発生した義務及び権利等については、なお従前の例による。